



我が国のIT戦略 「世界最先端IT国家創造宣言」について



内閣官房 情報通信技術 (IT) 総合戦略室 主査 いしわたり ゆうじ
石渡 祐嗣

1. はじめに

我が国は、新たな経済対策（アベノミクス）に取り組み、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた整備や投資等も相まって、将来への期待の高まりにより、日本再興のチャンスを掴みつつあります。他方で、高度成長期以来の「大量生産・価格競争」の成長モデルは限界に達し、産業構造の変革の必要性が叫ばれる中、世界に類を見ないスピードでの超高齢社会の到来に備え、それに伴う労働人口の減少や社会保障給付の増大、いまだ不安をぬぐえない大規模自然災害への対策、高度経済成長期に集中的に投資した社会インフラの老朽化、エネルギーの安定供給と経済性の確保、食料自給率の伸び悩みなど、多くの課題に直面しており、先進諸国の中でも群を抜く課題先進国と言えます。

2013年6月、政府は、成長戦略の柱として、情報通信技術 (IT) を経済成長のエンジンと位置付け、上述の課題解決にも有効な手段としてITを活用して我が国を牽引するため、政府のIT戦略である「世界最先端IT国家創造宣言」(以下、「創造宣言」という。)を策定しました。同月に新たに任命された内閣情報通信政策監 (政府CIO: Chief Information Officer) を中心とした2年間に渡る取組みにより、既に一部分野では実効的な成果を挙げており、我が国のIT利活用に係る基盤が整備されつつある状況です。

本稿では、この創造宣言が、どのように作られ、これまでどのような成果が出ていて、今後の課題は何か等について、過去、現在、未来に整理して御紹介します。

2. 我が国のIT政策

我が国では、情報や知識が付加価値の源泉となるための法制度や情報通信インフラなどの国家基盤の確立に向

けて、IT戦略を策定し、実行してきました。我が国におけるIT戦略の制度的基盤の一つには、いまから約15年前の2001年に施行された「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」、いわゆる「IT基本法」があります。情報通信技術の活用により世界規模で生じていた急激かつ大幅な社会経済構造の変化に的確に対応することが喫緊の課題であったことに鑑み、本法において、高度情報通信ネットワーク社会^{*1}の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するための基本理念及び枠組みを定めました。また、本法に基づき、高度情報通信ネットワーク社会形成の推進体制として、IT総合戦略本部を設置しました。IT総合戦略本部は、内閣総理大臣を本部長とし、IT政策担当大臣のほか、内閣官房長官、総務大臣、経済産業大臣を副本部長、それ以外の全国務大臣及び有識者を本部員としています。IT基本法の施行以降、IT総合戦略本部が司令塔となり、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する計画であるIT戦略を策定し、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進してきました。

IT基本法の施行以降、我が国ではこれまで数度に渡りIT戦略を策定してきました。例えば、2001年には「e-Japan戦略」を策定し、ブロードバンドのネットワークインフラ整備を加速し、その結果、速度や料金面で世界的に進んだネットワークインフラを整備しました。そのほかに、2009年には「i-Japan戦略2015」を策定し、現在のマイナンバー制度^{*2}につながる「国民電子私書箱^{*3}」の普及・定着を目標に掲げるなど、中長期を見据えた、国が目指すべき将来ビジョンを示すこと等を実施してきました。

その一方で、行政サービスや医療、教育分野等でのIT利活用における国民満足度は十分ではありません。また、政府によるIT投資においては、ムダの発生や利便性の低

*1 インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会 (IT基本法第二条)
*2 住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるもの
*3 希望する国民・企業等に提供される、電子空間上で安心して年金記録等の情報を入手し、管理できる専用の口座であり、社会保障分野のみならず幅広い分野でワンストップの行政サービスを提供するもの

下といった問題が依然として残っています。更には、地域や世代間等における情報活用の格差是正、セキュリティ対策等、解決すべき課題が依然として山積しています。

この原因には、利用者ニーズを十分把握せず、組織を超えた業務改革（BPR：Business Process Re-engineering）が十分に行われなかったことや、各省バラバラのIT施策推進による重複投資等、関係府省庁間の連携不足などが考えられ、こうした課題の解決が強く求められていました。

3. 世界最先端IT国家創造宣言

このような課題を踏まえ、IT政策の立て直しを図るべく、2013年、我が国は内閣法等の一部を改正する法律（政府CIO法）を公布・施行し、政府全体のIT政策及び電子行政の推進の司令塔として、府省横断的な権限を有する内閣情報通信政策監（政府CIO）を設置するとともに、政府CIOをIT総合戦略本部の本部員に加え、本部長（内閣総理大臣）がその事務の一部を政府CIOに行わせることができること等を規定しました。本法により、政府CIOは各府省とハイレベルの調整を行うことができるようになり、我が国は、政府のIT投資におけるムダの削減や、国民の利便性向上のための取組み実施にあたり、これまで以上の施

策効果を発揮できる体制を確立しました。

こうして整えた体制の下、先述の通り、2013年に我が国は成長戦略の柱としてITを経済成長のエンジンに位置付け、国民一人ひとりがITの恩恵を実感できる世界最高水準のIT利活用社会の実現を目標とした「世界最先端IT国家創造宣言」を策定しました。また、IT技術の飛躍的な進歩等を踏まえた改定を現在までに2度行っています。

創造宣言では、「IT利活用の深化により未来に向けて成長する社会」、「ITを利活用したまち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会」、「ITを利活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会」、「ITを利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会」の4本の柱で目指すべき社会を示しています。

具体的には、

- IoT時代の到来を踏まえたビッグデータ利活用による新たなビジネスモデルの構築
- 社会全体のIT利活用を加速させるための制度的枠組みの構築
- 地方公共団体等のIT利活用促進のための情報共有基盤整備
- 必要な時に適切な医療・介護を受けられるような社会

世界最先端IT国家創造宣言及び工程表 改定 概要

基本理念

- 2013年 政府CIOの制度を創設し、「横断」を通ず取組を開始し、「世界最先端IT国家創造宣言」策定
- 2014年 創造宣言を改定

⇒ これまでの2年間と急速に進展するデジタル化を踏まえ、創造宣言を改定

【現況】我が国は、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」及び「民間投資を喚起する成長戦略」を三本の矢として、新たな経済対策（アベノミクス）に取組み、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた整備や投資等も相まって、将来への期待の高まりにより、回復基調に乗りつつある。一方、超高齢社会の到来に備え、労働人口の減少、社会保障給付費の増大、自然災害対策、社会インフラの老朽化等の課題解決が求められている。

1. 再生する日本の礎である情報通信技術(IT)の利活用

○成長戦略の柱として、ITを成長のエンジンに位置付けているところ、IT政策担当大臣の下、政府CIOを中心に省庁縦割りを打破し、「横断」を通ず取組を推進している。この2年間で、IT利活用基盤の確立と利活用の推進に取組み、礎を着々と完成させつつある。

これまでの代表的な成果

- ・ 業務改革（BPR）を踏まえた政府情報システムの統廃合とクラウド化等の推進により、現時点で2021年度を目途に運用コストの約2割強（年間約1,000億円）を削減（目標：3割減）、2018年度までに政府情報システム数の約63%を削減（目標：半減）の見込み
- ・ マイナンバー制度の円滑な導入に向けたシステム改修や、マイナポータル機能・要件整備など、マイナンバー制度の利活用に関する取組の推進
- ・ 個人情報保護を図りつつ、パーソナルデータの利活用を推進するための個人情報保護法の改正法案を提出 など

2. 「真の豊かさ」の追求を通じ、世界の範たる課題解決型のIT利活用モデルの構築

○ITの進展、データ流通量の増大による、IoT(Internet of Things)、AI(Artificial Intelligence:人工知能)の時代へと変化している。
○セキュリティを確保しつつ、こうした技術を活用し、世界でも類を見ない「課題解決型IT利活用モデル」を構築することで、国民が実感できる「真の豊かさ」を実現する。

3. ITを利活用した課題解決に向けた4つの柱

○IT利活用の特徴である、標準化による汎用性・継続性の深化（横断展開）と、各種領域での革新性の誘発という視点から、次の4つの柱を中心に、IT利活用による目指すべき社会・姿を明らかにし、その実現に必要な措置を講ずる

- ① IT利活用の深化により未来に向けて成長する社会
- ② まち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会
- ③ ITを利活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会
- ④ 公共サービスがワンストップで受けられる社会

■ 図1. 創造宣言の概要



- 環境にやさしく、事故や渋滞の少ない、世界で最も安全な道路交通社会
- 災害時に誰でもどこでも必要な情報を手に入れられる社会
- 効率的かつ安定的なエネルギーマネジメントが行われる社会
- クラウド及びマイナンバー制度の徹底活用による、電子行政サービスがワンストップでどんな端末でも受けられる社会

等の実現を、東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年をターゲットイヤーに目指すこととしています。また、目指す社会の実現に向けて必要な各取組みは、具体的に、「誰が（担当府省庁）、何を（取組み）、いつまでに（スケジュール）」を明確にした「工程表」で整理しました。この工程表に基づき、政府CIOが政府全体のIT施策の司令塔となって省庁横断的な課題にも対応しつつ、継続的にPDCAサイクルを推進し、持続的な深耕と発展を行っているところです。

4. 最近の具体的取組みと実績

創造宣言の策定以降、省庁の縦割りを打破し、「横串」を通す取組みを着実に実行してきた結果、政府情報システム改革、マイナンバー制度の運用開始、個人情報保護法の改正など、IT利活用基盤の礎が確実に整備されつつあります。このような取組みは、国際的にも認められつつあり、2014年の「国連電子政府ランキング」では、2年前の前回18位から6位に、2015年の「世界経済フォーラムICTランキング」では、2年前の前々回21位、1年前の前回16位から10位へと、大きく躍進しました。

IT政策における最近の具体的な取組みと実績の主なものをご二つ御紹介します。一つ目は、政府情報システム改革の推進。二つ目は、個人情報保護法及びマイナンバー法改正法の成立についてです。

■政府情報システム改革

現在、政府では、創造宣言に基づき、政府情報システム改革の取組みとして、システムの統廃合・クラウド化やITの利活用による業務改革（BPR）等を進めています。本取組みでは、2012年度に約1450件あった情報システム数を2018年度までに半減することと、2013年度に約4000億円

あった情報システムの年間運用コストを2021年度までに3割削減することを目指しています。

システム数半減については、全ての政府情報システムを対象として、中長期の改革工程を示す「政府情報システム改革ロードマップ」を策定し、現時点で既に約63%削減となる542システムまで統合・集約する見込みとなっています。

また、運用コスト3割削減についても、各府省においてコスト削減方策と削減見込額を明らかにする「コスト削減計画」を策定し、特に大規模システムについては政府CIO自らがこれまでに380回を超える各府省庁へのヒアリング・レビューを実施するなどにより、現時点で、1000億円を超える削減が見込まれています。特に年間の運用コストが50億円を超える大規模システムについては、既に3割を超える削減に目途が立っています。

今後は、このような国における情報システム改革の取組みと成果を、総務省と連携の下、地方にも展開していく予定です。具体的には、自治体クラウド^{*4}先行導入事例について効果を分析し、今後導入を検討する自治体に対し必要な助言や情報提供を行うこと等により、自治体においても運用コスト3割削減と業務改革（BPR）を支援していきます。

このように、国と自治体双方で、情報システム改革を着実に実行することにより、歳出の効率化を果たし、ITによる多様で質の高い公共サービスを国民各層に提供できる環境を整備していきます。

■個人情報保護法及びマイナンバー法改正法の成立

2015年9月に個人情報保護法及びマイナンバー法の一部を改正する法律が成立・公布されました。

膨大なパーソナルデータが収集・分析されるビッグデータ時代が到来する一方で、個人情報の定義の曖昧さのため、企業はその利活用を躊躇する状況でした。その状況を打破し、経済の活性化を図るため、個人情報の定義の明確化によりグレーゾーンを解消するとともに、誰の情報か分からないように加工された「匿名加工情報」について、企業の自由な利活用を認めること等を内容として、個人情報保護法の改正を行ったものです。また、マイナンバー法について、その利用範囲は、現在、社会保障・税・災害対策の3分野に限定されていますが、更なる効率化・利便

*4 近年様々な分野で活用が進んでいるクラウドコンピューティング技術を電子自治体の基盤構築にも活用して、地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、情報システムに係る経費の削減や住民サービスの向上等を図るもの



性の向上が期待される

- ① 預貯金口座への付番
- ② 特定健診・保健指導に関する事務
- ③ 予防接種に関する事務における接種履歴の連携

等へ利用範囲を拡充する改正を行いました。

なお、2016年1月1日付で、個人情報全般の取扱いを一元的に監督する第三者機関である個人情報保護委員会が設置され、その後、改正制度が実施されることとなっています。

5. 今後の取組みの例

前述の通り、創造宣言を策定した2013年以降、一部分野では成果を挙げてはいるものの、実際には世界最先端IT国家の構築に向けた取組みはまだ始まったばかりであり、世界最高水準のIT活用社会を国民が実感できるようにするべく取り組むべき課題は多く残っています。そこで、今後取り組むべき主な内容の一例として、シェアリングエコノミーの推進を含むIT活用に関する制度整備の検討状況について御紹介します。

IT活用による情報流通の円滑化を図ることは、超高齢社会における諸課題の解決に有効な取組みであり、我が国の成長戦略の大きな柱の一つとして、「日本再興戦略」

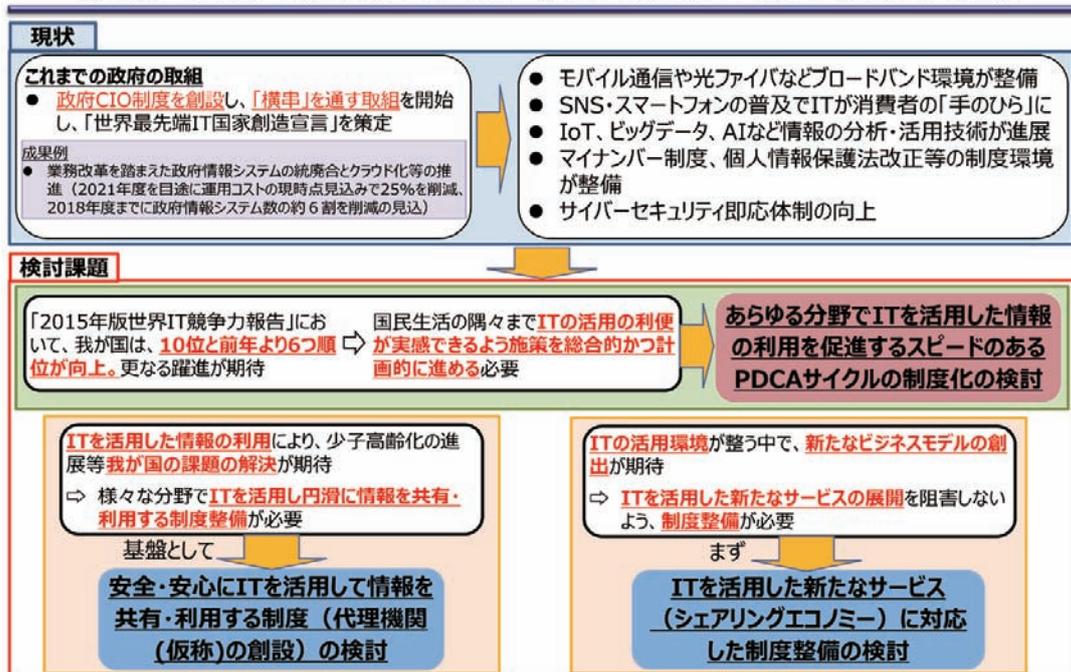
や「世界最先端IT国家創造宣言」にも記載されています。

これを受け、IT総合戦略本部の下に、2015年10月末に「IT利活用に関する制度整備検討会」を立ち上げ、これまで精力的な議論を重ね、IT利活用による情報流通の円滑化に向けた制度整備の基本的な方向性に関する中間整理をとりまとめました。中間整理では、IT利活用に関する制度整備の基本的方向性として、情報流通を促進するスピードある施策の効果的・継続的な推進のための総合的な計画の策定や、IT利活用による円滑な情報流通やそれに伴うビジネスモデルの変革等の促進について重点的に取り上げ、今後引き続き検討することとしています。

6. おわりに

ITは、あらゆる領域に活用される万能なツールであり、経済成長のエンジンとなるだけでなく、我が国が抱える諸課題を解決することを可能とするものです。ムーアの法則に代表されるように日進月歩で進化するITについて、その不安やリスクを積極的に取り除き、メリットを最大限に取り込むことは、国民一人ひとりがITの恩恵を実感できる世界最高水準のIT活用社会の実現に向けて非常に重要なことであり、今後とも政府一丸となって創造宣言を推進していきます。

情報通信技術(IT)の利活用に関する制度整備の検討の背景



■ 図2. 制度整備の検討